

## プール及び野外活動施設等の見直しに係る方針について

平成22年度の「横浜市事業評価会議」及び23年度の「横浜市公共施設のあり方検討委員会」で、本市が所有するプール及び野外活動施設等の効率的、効果的な運営及び施設のあり方についてご提案をいただきました。この提案を踏まえ、市民や市会の皆さまからもご意見をいただきながら、24年8月に「プール及び野外活動施設等の見直しに係る基本的な考え方」（以下、「基本的な考え方」と言う。）を策定し、プール及び野外活動施設等を取り巻く環境や現状と課題、見直しの考え方などをまとめました。

この「基本的な考え方」に基づき、プール及び野外活動施設等の見直しを進め、27年第2回市会定例会において、各施設の利用状況等を踏まえた各施設の方針の方向性を御報告しました。

この度、市会でいただいたご意見等を踏まえ、各施設の方針（案）をとりまとめましたので、御報告します。

### 1 対象施設

市内プール	<p>【屋内】余熱プール等（都筑、旭、リ初金沢、ふれーゆ）、旧余熱プール（<b>港南、栄</b>、保土ヶ谷）、その他屋内プール（西スポーツセンター、清水ヶ丘、日産ウォーターパーク、横浜国際）</p> <p>【屋外】<b>公園プール（28か所）、その他屋外プール（本牧市民、横浜プールセンター）、学校プール（510か所）</b></p>
野外活動施設等	<p>野島青少年研修センター、<b>青少年野外活動センター（三ツ沢公園、こども自然公園、くろがね、道志）、上郷・森の家、少年自然の家（赤城林間学園、南伊豆臨海学園）</b></p>

※学校プールは、学校の統廃合等により、平成27年4月現在、503か所となっています。

### 2 「基本的な考え方」における各施設の見直しの考え方（総論）

- (1) 安全性の問題がある施設等を除き、利用促進策として、施設の周知（PR）や魅力づくりなどを行います。また、経営改善策として、利用料金の改定の検討やコスト削減などを行います。
- (2) (1)を行った上でなお改善が見込めない施設については、施設の集約化、廃止など施設の選択と集中を図ります。なお、個々の施設の存廃については、施設ごとに具体策を決定します。
- (3) 施設の選択と集中にあたっては、施設の設置の経緯、利用状況、施設配置、コスト、安全性等を踏まえ、方針を決定します。ただし、施設の状況によっては、民間活用の可能性を検討した上で、方針を決定します。また、利用状況やコスト状況などの情報を積極的に発信します。
- (4) 施設の選択と集中にあたっては、利用者や地域の方の意見や消防水利等防災上の位置づけを踏まえつつ、利用者に配慮した代替策や跡地利用策などを検討します。
- (5) 施設の集約化や廃止の時期は、施設の老朽度や利用状況等を踏まえ、決定します。なお、決定にあたっては、利用者に配慮した時期となるよう検討します。

### 3 各施設の方針（案）について

#### 1 プール

施設分類	基本的な考え方（平成 24 年 8 月）	各施設の方針の方向性（平成 27 年 5 月 常任委員会説明）	各施設の方針（案）
<b>プール全体</b>	<p>利用状況、コスト、安全性、配置等に課題のある全ての施設を、集約化、廃止、利用促進、経営改善等の見直しの検討対象とします。検討にあたっては、旧余熱プールや公園プールなどの施設区分ごとではなく、他の施設を含め総合的に見直しを図ることとします。</p> <p>特に見直しの必要がある施設は、施設が近接する7エリア及び休止中のプールとします。対象の7エリアは、鶴見区・神奈川区・港北区エリア、中区・磯子区エリア、西区・南区・保土ヶ谷区エリア、旭区エリア、都筑区エリア、港南区・磯子区・栄区エリア、金沢区エリアとします。</p>	<p>○「基本的な考え方」において、施設の存廃や集約化等の方針を26年度末までに検討することとしている施設について、利用状況、コスト、配置等を評価した結果を踏まえ、各施設の方針を決定します。</p> <p>○上記以外の施設及び上記施設で当面存続することとなった施設については、民間活力を活用した運営手法の導入や利用料金の改定など、さらなる利用促進・経営改善を検討するとともに、必要に応じて再整備等を検討します。</p> <p>○今後、当該施設や周辺の公園プールや学校などの施設で大規模な投資を行う場合等には、再編整備検討専門会議において、これらの周辺施設との集約化を検討します。併せて、より効率的な運営形態等について検討します。</p> <p>○施設の集約化や廃止の時期は、施設の老朽度や利用状況を踏まえつつ、利用者に配慮した時期となるよう決定します。</p> <p>○廃止する際は、利用者や地域の方の意見や消防水利等防災上の位置付けを踏まえつつ、利用者に配慮した代替策や跡地利用策などを検討します。</p>	<p>（同左）</p>
<b>旧余熱プール</b> <b>（港南プール 栄プール）</b> <b>【市民局】</b>	<p>（ア）栄プール、港南プールは、利用促進、経営改善を図った上で、施設の存廃を平成26年度末までに検討します。また、耐震が必要とされている港南プールは、耐震調査委託を実施し、耐震に必要な実工事費を算出します。</p> <p>（イ）平成26年度末までに経営状況が改善されない場合は、利用者数やコスト（税負担、耐震対策を含めた積み残し保全費）などの視点を総合的に勘案し、老朽度や耐用年数を考慮して、廃止及び他施設への集約化を検討します。</p>	<p>○港南プールと栄プールは、利用状況、コスト、配置等を評価した結果を踏まえ、港南プールについては存続とし、栄プールについては、施設の大規模な改修等の際に、港南プールへ集約化する方向で検討します。</p>	<p>○港南プールと栄プールは、利用状況、コスト、配置等を評価した結果を踏まえ、港南プールについては存続とし、栄プールについては、施設の大規模な改修等の際に、港南プールへ統合します。</p> <p>○港南プール：耐震工事を実施します。なお、工事期間中は一時休館します。</p>
<b>その他屋外プール</b> <b>（本牧市民プール 横浜プールセンター）</b> <b>【市民局】</b>	<p>（ア）設置の経緯に配慮するとともに、利用促進、経営改善を図った上で、民間等による運営継続の可否、施設の集約化を含めて平成26年度末までに検討します。</p> <p>（イ）施設の集約化を実施する場合は、市民意見を踏まえつつ、集約化先の施設は魅力づくりとして、施設機能の追加や再整備を検討します。</p>	<p>○その他屋外プールは、両施設とも利用状況、コスト、配置等を評価した結果を踏まえつつ、施設の設置の経緯に配慮し、存続する方向で検討します。なお、民間活用等により、将来的な本市の財政負担の縮減に向けた運営手法の改善を検討します。</p>	<p>○本牧市民プールと横浜プールセンターは、両施設とも利用状況、コスト、配置等を評価した結果を踏まえつつ、施設の設置の経緯に配慮し、存続とします。</p> <p>○両施設とも、老朽化が著しいことから再整備の検討を行います。</p>

<p><b>公園プール</b></p> <p>【環境創造局】</p>	<p>(ア) 近隣に代替施設があるエリアについては、利用促進、経営改善を図った上で、利用状況、施設配置、コスト、施設の老朽度を考慮して段階的に集約化を検討します。</p> <p>(イ) 鶴見区・神奈川区・港北区エリア、中区・磯子区エリア、西区・南区・保土ヶ谷区エリアの、特にプールが近接している3エリアについては、利用促進、経営改善の取組を行い、その結果を見た上で、なお改善が見込めない施設については、施設の方針を平成26年度末までに検討します。</p> <p>(ウ) 施設の老朽化により、現在、休止中のプールについては、これまでの利用状況や費用対効果を踏まえながら他の公園施設への機能転換を検討します。</p> <p>(エ) 集約化先の施設は利用促進のための魅力づくりとして、施設機能の追加や再整備を検討します。</p> <p>(オ) 集約化する公園プールは、他の公園施設への機能転換を検討します。なお、廃止時期については、すぐに廃止するのではなく、大規模修繕の前まで施設を運営させるなど施設の老朽度や耐用年数を考慮して決定します。</p> <p>(カ) 施設の老朽化や集約化に伴う他の公園施設への機能転換や施設機能の追加、再整備にあたっては地域の意見を踏まえつつ検討を進めます。</p>	<p>○鶴見区・神奈川区・港北区エリア、中区・磯子区エリア、西区・南区・保土ヶ谷区エリアの3エリアについて、利用状況、コスト、配置等を評価した結果を踏まえ、徒歩等で容易に移動できる圏内に、同様の機能を有するプールがある施設については、大規模な改修等の際に集約化する方向で検討します。</p> <p>○現在休止中の上飯田西公園プールについては、平成27年度から跡地利用計画の検討に着手し、地域の意見を踏まえつつ機能転換を進めます。</p>	<p>○鶴見区・神奈川区・港北区エリア、中区・磯子区エリア、西区・南区・保土ヶ谷区エリアの3エリアについて、利用状況、コスト、配置等を評価した結果を踏まえ、潮田公園プールと平安公園プール及び芦名橋公園プールと磯子腰越公園プールについては、集約の対象とします。集約にあたっては、当該プールの大規模な改修、又は徒歩等で容易に移動できる圏内に立地する小学校の建替え等の際に、再編整備検討専門会議に諮り、公園プール同士の集約、又は学校プールへの集約について検討します。</p> <p>○他の屋外公園プールについても、徒歩等で容易に移動できる圏内に立地する小学校の建替え等の際に、再編整備検討専門会議に諮り、学校プールへの集約について検討します。</p> <p>○現在休止中の上飯田西公園プールについては、平成27年度から、地域の意見等を踏まえながら、跡地利用計画の策定に着手し、順次、設計、工事等を進めます。</p>
<p><b>学校プール</b></p> <p>【教育委員会事務局】</p>	<p>(ア) 中学校プールについては、新築や建替えの際に、近隣の2校～3校のうち1校に屋内型プールを整備し複数校で共同利用する拠点校方式を基本とし、モデル事業で検証していきます。</p> <p>(イ) 小学校プールについては、各校に整備します。</p> <p>(ウ) 上記の方針を基本としつつ、併せて、本市が所有するプールや民間プール等の活用も検討します。</p>	<p>○中学校プールの拠点校方式については、モデル事業等による検証の結果、想定以上に移動時間や付添人員を要し、現行の水泳授業水準の維持が困難であること、また、他の授業カリキュラムへの影響や学校職員への負担も大きいことなどから、見直します。</p> <p>○今後は、小学校と中学校の敷地が隣接している学校や、市所有のプールが学校の至近にある学校について、当該学校の建替えや大規模改修等の際に、学校規模や施設の状況等を勘案しながら共同利用の可能性を検討します。検討の結果、授業及び児童・生徒の引率等に支障がないことが確認された場合は共同利用を推進し、困難な場合には、これまでどおり学校内にプールを整備することとします。</p>	<p>○中学校プールの拠点校方式については、モデル事業等による検証の結果、想定以上に移動時間や付添人員を要し、現行の水泳授業水準の維持が困難であること、また、他の授業カリキュラムへの影響や学校職員への負担も大きいことなどから、見直します。</p> <p>○今後は、小学校と中学校の敷地が隣接している学校や、市所有のプールが学校の至近にある学校について、当該学校の建替えや大規模改修等の際に、学校規模や施設の状況等を勘案しながら共同利用の可能性を検討します。検討の結果、授業及び児童・生徒の引率等に支障がないことが確認された場合は共同利用を推進し、困難な場合には、これまでどおり学校内にプールを整備することとします。</p> <p>○また、小学校に近接して屋外公園プールがある場合は、当該小学校の建替え等の際に、再編整備検討専門会議に諮り、学校プールへの集約について検討します。</p>

## 2 野外活動施設等

施設分類	基本的な考え方（平成 24 年 8 月）	各施設の方針の方向性（平成 27 年 5 月 常任委員会説明）	各施設の方針（案）
<b>青少年 野外活動センター</b> <b>【市内】</b> （三ツ沢公園 こども自然公園 くろがね） <b>【こども青少年局】</b>	（ア）利用促進を図った上で、平成 26 年度末までに適正な施設規模を検討します。 （イ）平成 26 年度末までに利用改善及び経営改善が図られない場合は、施設の集約化を実施します。 （ウ）施設の集約化を実施する場合は、利用者に配慮して、青少年の健全育成の機会がなくなるよう、代替策や跡地利用策を検討の上、集約化を実施します。	○利用状況・経営状況を踏まえ、存続する方向で検討します。また、より一層、それぞれの施設の特色を生かせるような運営の工夫、施設の改修等を検討します。	○利用状況・経営状況を踏まえ、存続することとし、今後も青少年の自然体験活動を推進する拠点施設として、3か所の青少年野外活動センターそれぞれの特色を生かせるような運営の工夫、施設改修等を行っていきます。
<b>青少年 野外活動センター</b> <b>【市外】</b> <b>（道志）</b> <b>【こども青少年局】</b>	（ア）道志村との交流を推進するとともに、道志村の意見も踏まえながら、キャンプ場は、機能の変更、廃止を含めて平成 24 年度末までに検討します。 （イ）施設を廃止する場合は、利用者に配慮して、青少年の健全育成の機会がなくなるよう市内青少年が道志村の民間キャンプ場を利用する場合の優待利用の実施など、代替策を検討の上、実施します。 （ウ）スポーツ広場は、道志村による有効活用について検討します。	<b>【24 年度に方針を決定し、次の取組を実施】</b> ・ 24 年度末にキャンプ場を廃止。 ・ 施設の廃止に伴い、25 年度から代替策（村内キャンプ場の市民優待サービス）を開始。 ・ スポーツ広場の建物は、道志村に無償譲渡。	<b>【24 年度に方針を決定し、次の取組を実施】</b> ・ 24 年度末にキャンプ場を廃止。 ・ 施設の廃止に伴い、25 年度から代替策（村内キャンプ場の市民優待サービス）を開始。 ・ スポーツ広場の建物は、道志村に無償譲渡。 ○引き続き、道志村キャンプ場における横浜市民優待利用サービス事業について実施します。
<b>上郷・森の家</b> <b>【市民局】</b>	周辺施設との連携など施設の特徴を生かした魅力的なプログラムの開発などの利用促進、経営改善について利用状況等を精査しながら、平成 24 年度までに検討します。	<b>【24 年度に方針を決定し、次の取組を実施】</b> ①市民の身近な宿泊施設としてのサービス向上、②横浜自然観察の森、金沢動物園と連携した魅力的なプログラムの開発、③閑散期の集客対策をはじめとした経営改善を図るため、民間ノウハウを活用した運営方法について検討を開始。	（同左）
<b>少年自然の家</b> （赤城林間学園 南伊豆臨海学園） <b>【教育委員会事務局】</b>	（ア）昭和村との交流を推進するとともに、赤城林間学園の施設の一部であるキャンプ場の閉鎖を含めて、平成 24 年度末までに検討します。 （イ）南伊豆臨海学園については、利用促進及び経営改善に努めます。	<b>【24 年度に方針を決定し、次の取組を実施】</b> ・ 25 年度末に赤城林間学園のキャンプ場を廃止。 ・ 25 年 10 月に赤城林間学園が所在する昭和村と友好交流協定を締結し、交流を推進。 ○引き続き、両施設の利用促進及び経営改善に努めます。	<b>【24 年度に方針を決定し、次の取組を実施】</b> ・ 25 年度末に赤城林間学園のキャンプ場を廃止。 ・ 25 年 10 月に赤城林間学園が所在する昭和村と友好交流協定を締結し、交流を推進。 ○引き続き、両施設の利用促進及び経営改善に努めます。 南伊豆臨海学園については、南海トラフ地震に伴う津波予測（中間報告）などから、小・中学校の利用が減ったものの、安全対策の周知により回復に転じました。 保護者の経済的負担を考慮し、横浜市立小・中学校が低料金で利用できる施設として、両施設を継続して運営します。 また、小・中学校が利用しない時期に、高校や大学等を含めた団体利用など、利用者の拡大に引き続き努めます。